

東日の JCSS (Japan Calibration Service System) 対応について

JCSS 校正とは、ISO17025 に準拠したと認められる校正機関にて認められた範囲内で校正を行い、国家標準とのトレーサビリティの取れた不確かさのある測定値として承認された校正です。

また JCSS 校正は国際 MRA (Mutual Recognition Arrangement) に対応し、APLAC (アジア太平洋試験所認定協力機構)、ILAC (国際試験所認定協力機構) との相互認証協定の参加署名も行っており、これにより参加署名を行った国には JCSS 校正が有効となります。



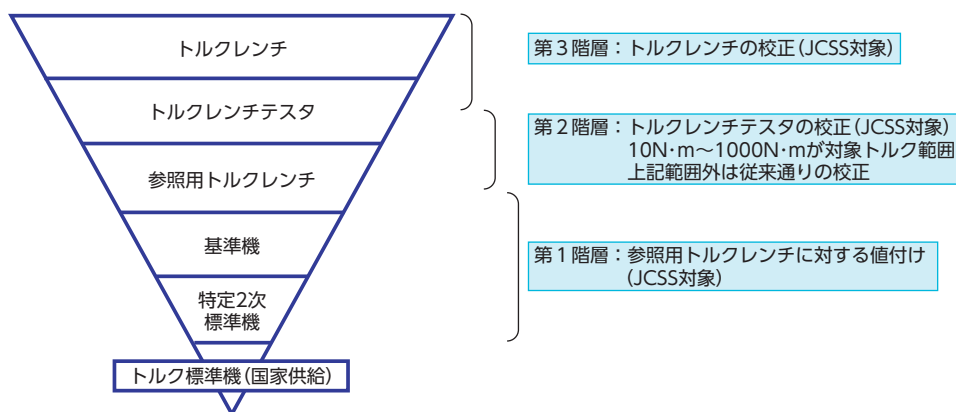
東日は JCSS 校正の認定事業者です

東日のトルク標準室は、国家標準へ直接つながるトルク階層構造において 2011 年 11 月に第 2 階層 (トルクレンチテスタ) が JCSS に登録されてから、2018 年 3 月までに参照用トルクレンチと手動式トルクツールでも登録を行い、国内トルク機器校正事業者として初めてすべての階層に登録を完了しました。(登録番号: JCSS0281)



JCSS が分担する国家標準「トルク」のトレーサビリティ体系

と東日製作所が取得の JCSS の役割 の部位



トルク標準室

JCSS 校正証明書付トルクレンチテスタの販売について

トルクレンチテスタ DOTE4 において、JCSS 対象の 10N・m ~ 1000N・m 範囲に該当する製品を JCSS 校正証明書付トルクレンチテスタとして、販売します。同時に実作業において既に品質管理対象となっている、より広いトルクレンジを含む精度表記モデルとの計測レンジの互換性を重視した、不確かさ校正証明書付製品*も販売致します。

*: 東日開発のトルク基準機と参照用トルクレンチにより、JCSS のトルク基準範囲外での、トレーサビリティを確立し、不確かさ校正証明書を添付した製品



トルクレンチテスタ DOTE4 における JCSS 校正の例

各シリーズの構成と価格は下記表のようになっています。

1. JCSS 校正証明書付タイプ

JCSS 校正証明書付 DOTE4 シリーズ

型 式	トルク測定範囲		価格 円
	最小~最大 (N・m)	1 digit (N・m)	
NOTE50N4	10 ~ 50	0.005	553,300
NOTE100N4	10 ~ 100	0.01	
NOTE200N4	20 ~ 200	0.02	
NOTE500N4	50 ~ 500	0.05	
NOTE1000N4	100 ~ 1000	0.1	

2. 不確かさ校正証明書付タイプ

不確かさ校正証明書付 DOTE4 シリーズ

型 式	トルク測定範囲		価格 円
	最小~最大 (N・m)	1 digit (N・m)	
NOTE20N4	2 ~ 20	0.002	523,300
NOTE50N4	5 ~ 50	0.005	
NOTE100N4	10 ~ 100	0.01	
NOTE200N4	20 ~ 200	0.02	
NOTE500N4	50 ~ 500	0.05	
NOTE1000N4	100 ~ 1000	0.1	

3. 精度校正証明書付タイプ

精度校正を実施した精度校正証明書付モデルも、従来通り販売しています。



JCSS 校正証明書付デジタルトルクレンチの販売について

デジタルトルクレンチ CEM3 シリーズ、Bluetooth® 搭載のデジタルトルクレンチ CEM3-BTS / CEM3-BTD シリーズにおいて、JCSS 対象の 10N・m ~ 850N・m 範囲に該当する製品を JCSS 校正証明書付きデジタルトルクレンチとして、販売します。

各シリーズの構成と価格は下記表のようになっています。

JCSS 校正証明書付 CEM3 シリーズ



型 式	トルク測定範囲		価格 円
	最小~最大 (N・m)	1 digit (N・m)	
CEM50N3 × 12D	10 ~ 50	0.05	167,100
CEM100N3 × 15D	20 ~ 100	0.1	
CEM200N3 × 19D	40 ~ 200	0.2	173,500
CEM360N3 × 22D	72 ~ 360	0.4	209,700
CEM500N3 × 22D	100 ~ 500	0.5	253,400
CEM850N3 × 32D	170 ~ 850	1	377,000

不確かさ 1%

JCSS 校正証明書付 CEM3-BTS / CEM3-BTD シリーズ



型 式	トルク測定範囲		価格 円
	最小~最大 (N・m)	1 digit (N・m)	
CEM50N3 × 12D-BTS	10 ~ 50	0.05	235,000
CEM100N3 × 15D-BTS	20 ~ 100	0.1	
CEM200N3 × 19D-BTS	40 ~ 200	0.2	242,000
CEM360N3 × 22D-BTS	72 ~ 360	0.4	277,500
CEM500N3 × 22D-BTS	100 ~ 500	0.5	321,500
CEM850N3 × 32D-BTS	170 ~ 850	1	445,000
CEM50N3 × 12D-BTD	10 ~ 50	0.05	235,000
CEM100N3 × 15D-BTD	20 ~ 100	0.1	
CEM200N3 × 19D-BTD	40 ~ 200	0.2	242,000
CEM360N3 × 22D-BTD	72 ~ 360	0.4	277,500
CEM500N3 × 22D-BTD	100 ~ 500	0.5	321,500
CEM850N3 × 32D-BTD	170 ~ 850	1	445,000

不確かさ 1%

「Bluetooth®」は Bluetooth SIG, Inc. の登録商標です。

既販のトルクレンチテスタ DOTE3/4 への JCSS 対応校正、不確かさ校正および、 既販のデジタルトルクレンチ CEM3/CEM3-BTS/CEM3-BTD への JCSS 対応校正について

テスタ又はトルクレンチをお預かりして校正を承ります。お受けするにあたり、製品の状況や経年期間等によってご要望の不確かさ範囲へ対応するために、調整、修理、部品交換、一部構成部品の変更等が必要な場合や対応が不可となる場合がございます。詳細は内容確認書等によるご案内・見積となります。詳しくは東日製作所までお問合せください。

外国為替および外国貿易法（外為法）

製品を日本国外へ輸出する場合は外国為替および外国貿易法に照らし、必要に応じて輸出許可を取らなければなりません。輸出令別表第一規制品目には“武器”または“主要供給国間で合意した軍事用途にも転用可能な高度技術汎用品”がリストされています。東日製品はこのリストに該当する製品はありません（非該当）。

しかし、輸出令別表第一に該当しない製品であってもキャッチオール規制のチェックが必要です。

キャッチオール規制の内容は食料品を除く全ての一般技術を対象とし、大量破壊兵器等の開発等に使用される恐れのある製品を対象にしています。

東日製品は（16 項貨物・キャッチオール規制対象品目表）第 15 部第 82 類（卑金属製の工具…等）および第 18 部第 90 類（測定機器…等）に該当すると思われます。従って輸出する場合は以下の点を確認して下さい。

1. 仕向け国がホワイト国であるか？
ホワイト国とは大量破壊兵器等条約加盟国です。
2. 経済産業省からインフォーム要件が無い？
3. 輸出される製品の最終需要者は？
“外国ユーザーリスト”（経済産業省告示第 760 号）を参照下さい。
4. 使用目的を確認して下さい。
“大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例”（貿易経済協力局平成 17・04・01 貿易局第 7 号参照）

キャッチオール規制では貨物や技術の需要者や用途から見て大量破壊兵器等の開発に用いられる懸念がない場合は輸出許可の必要はありません。またホワイト国向けの場合にも許可を得る必要はありません。また経済産業省が輸出者に対して“許可申請が必要である”という通知をする場合があり、すなわちインフォームを受けた輸出を行う場合は必ず事前許可が必要です。

（経済産業省、安全保障貿易管理 ホームページより抜粋）